

変更の届出について

認定申請書記載事項に変更が生じた場合は、必ず変更後**10日以内**（戸籍謄本又は抄本、登記事項証明書を添付する場合は**20日以内**）に、主たる営業所の所在地を管轄する警察署へ変更届を提出しなければなりません。

変更の届出に伴う添付書類

変更事項	添付書類
氏名及び住所	戸籍の謄本又は抄本及び住民票の写し(★)(外国人の場合は住民票の写し)
法人の名称及び住所	法人の登記事項証明書
営業所の名称及び所在地	所在地を示す図面 土地・建物の所有状況（賃貸の場合はその状況）を示す書面
安全運転管理者の氏名、住所の変更、安全運転管理者の選任	住民票の写し(★)(※)(副安全運転管理者も同様)
法人の役員への就任	法人の登記事項証明書 役員の戸籍の謄本又は抄本（外国人の場合は住民票の写し）(★) 役員について、成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書
法人役員の退任又は届出時役員の再任	法人の登記事項証明書
法人役員の氏名の変更	法人の登記事項証明書 役員の戸籍の謄本又は抄本（外国人の場合は住民票の写し）(★)
損害賠償措置	損害賠償責任保険（共済）契約の締結等を証する書面、共済契約の対象となる車両及び従事者の明細（一覧）

(★) 住民票は、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを添付する。

(※) 安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任した場合には、安全運転管理者に関する届出書の提出が必要です。

安全運転管理者に関する届出書には、次のものを添付してください。

- 運転管理経歴証明書又は安全運転管理者資格認定申請書
- 履歴書（住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、資格・免許、賞罰が記載されているもの）
- 運転記録証明書（自動車安全運転センターで発行する過去3年間の証明）
- 写真2枚（縦3.0cm×横2.5cm）

◎上記以外の書類についても、必要に応じて、確認のため提示等を求める場合があります◎